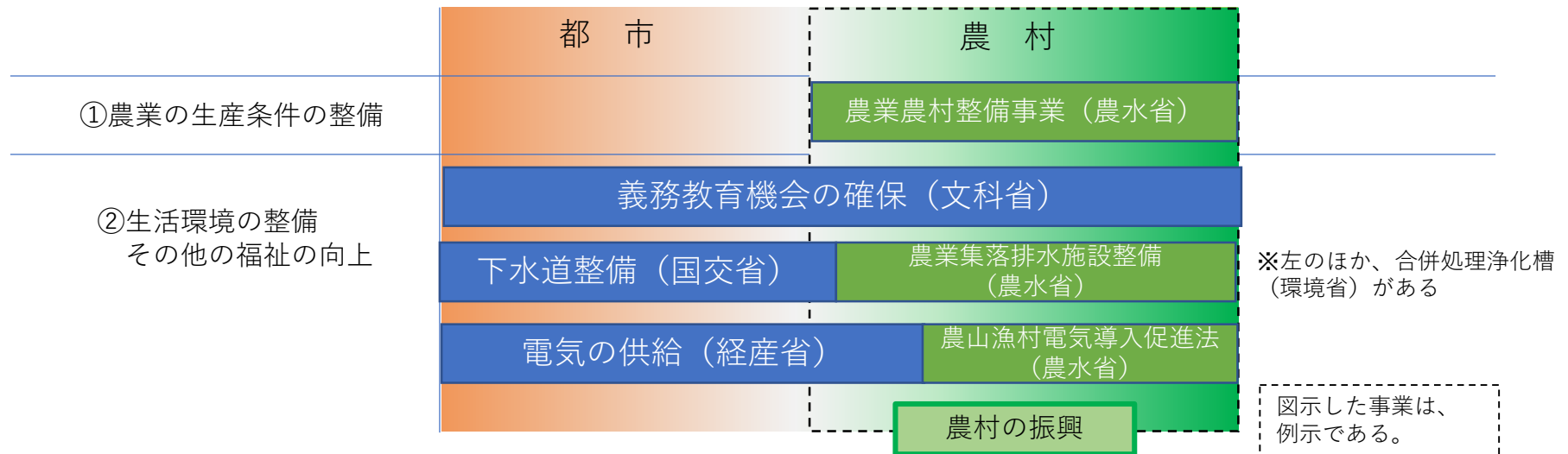


2 農村振興のために農林水産省が果たすべき役割の整理

農村政策の企画・立案・推進について

- 農林水産省は、農村の振興をその任務とし、農村の振興に関する総合的な政策の企画・立案・推進を所掌事務としている。
- 具体的には、農林水産省は、国が行う農村の振興に必要な事業のうち、
 - ① 農業の生産条件の整備に関する事業については、自ら主体的に実施。
 - ② 生活環境の整備その他の福祉の向上に関する事業については、関係府省に働きかけ、連携するとともに、必要に応じて関係府省の施策を補完して実施。

○施策の補完のイメージ



(参考)

○食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（農村の振興）

第五条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

（農村の総合的な振興）

第三十四条 （略）

2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

○農林水産省設置法（平成11年法律第98号）

（任務）

第三条 農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を図ることを任務とする。

2・3 （略）

（所掌事務）

第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十六 （略）

三十七 農山漁村及び中山間地域等（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第三十五条第一項に規定する中山間地域等をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十八～八十七 （略）

2 （略）

関係府省が連携した「農村の振興に関する施策」の推進について

- これまで農林水産省は、都市農業、農泊、ジビエの利活用、農福連携などの取組について、以下のような手法により、**関係府省と連携して実施し、効果を発揮**してきた。
- 新たな基本計画の「農村の振興に関する施策」の推進に当たっては、これまでの取組にとどまらず、**幅広い連携体制を構築**していく。

〈関係府省との連携手法〉（2019年（令和元年）12月9日食料・農業・農村政策審議会企画部会提出資料を基に作成）

企画・制度設計段階

① 政府一丸となった方針の検討

（例）農福連携の推進に当たり、あらゆる関係府省を構成員とする「**農福連携等推進会議**」を設置して検討することにより、各府省の強みを活かした**一体的な施策パッケージ**を策定。

② 政府一体での財政上の支援

（例）ジビエの利活用の推進に向けて、農林水産省が実施する取組に加え、環境省がジビエ利用拡大の観点から狩猟者の育成や狩猟捕獲支援を行うなど、**政府一体での財政支援**を実施。

③ 関係府省が連携した制度の見直し

（例）都市農業振興基本計画を受け、国土交通省と連携して、都市農地の保全を目的とした「**生産緑地法**」等の**改正**及び都市農地の有効活用を目的とした「**都市農地の貸借の円滑化に関する法律**」の**制定**を行い、併せて生産緑地を貸借しても相続税納税猶予が継続する等の**税制改正**を行うことで、都市農業の振興に必要な環境を整備。

国レベル
（本省）

運用段階

④ ワンストップでの対応

（例）定住条件強化のための支援に当たり、**農林水産省の職員が事業実施主体との間の連絡調整員**となり、**ワンストップで関係府省への相談や事業実施の要請**を行うことにより、買い物、交通、福祉、教育などの幅広い分野のニーズ・課題への対応を実現。

⑤ 部局間で連携した対応の促進

（例）「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に基づく基本方針において、農村地域への産業の導入に関する重要事項の一つとして、**商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要である旨を明記し、部局間で連携した都道府県や市町村の対応**を促進。

⑥ 部局の枠を超えた人材の動員

（例）「棚田地域振興法」に基づき、関係府省庁（本省、地方出先機関）の棚田支援関連施策の担当者や棚田振興に関わりのある職員等を**棚田地域振興コンシェルジュ**として選任し、**準備段階から活動実施段階に至るまで幅広い相談に応じる体制**を構築。

現場レベル
（地方自治体、地方出先機関等）

政府一丸となった方針の検討

(令和元年12月9日食料・農業・農村政策審議会企画部会提出資料より)

- **関係府省を構成員とする**農福連携等推進会議の結果を踏まえ、「農福連携等推進ビジョン」を策定。
- 引き続き、**関係府省による連携強化**を図りながら、これに掲げられた取組を官民挙げて実践することで、日本の食や地域を支える農業の発展や障害者等の一層の社会参画等を促進するとともに、地域共生社会の実現につなげる。

農福連携等推進会議

- 農福連携等について関係府省による会議を設置し、有識者の参加を得て、全国的な機運を醸成し、今後推進していくための方策をとりまとめる。

構成員

議長	内閣官房長官
副議長	厚生労働大臣 農林水産大臣
構成員	内閣官房副長官（衆） 内閣官房副長官（参） 内閣官房副長官（事務） 内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 法務省矯正局長 法務省保護局長 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省職業安定局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 農林水産省大臣官房総括審議官 農林水産省農村振興局長

このほか、有識者が会議に参加

農福連携等推進ビジョンの概要（令和元年6月4日決定）

- I 農福連携等の推進に向けて
農福連携を全国的に広く展開していくには、「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていかない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進する必要
- II 農福連携を推進するための3つのアクション
目標：農福連携に取り組む主体を今後5年で新たに3,000創出
※ 令和6（2024）年度までの目標
 - 1 認知度の向上
農業者等への働き掛けや国民全体への理解促進に向けた取組を実施（戦略的プロモーションの展開等）
 - 2 取組の促進
農福連携に取り組もうとする際に相談できる体制の整備等、農業経営体や障害者就労施設等がより農福連携に取り組みやすくなるための環境整備等を推進（農業版ジョブコーチの育成、マッチングの仕組みの構築、農福連携を行う農業経営体の収益力強化等）
 - 3 取組の輪の拡大
経済界や消費者等を巻き込んだ国民的運動として推進（コンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開等）
企業等によるノウフクJAS商品のPR等の取組を促進
- III 「農」「福」連携の広がりへの展開
 - 1 「農」の広がりへの支援
林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の創設
 - 2 「福」の広がりへの支援
高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組の推進

関係府省が連携した制度の見直し

(令和元年12月9日食料・農業・農村政策審議会企画部会提出資料より)

- 「都市農業振興基本法」に基づき閣議決定された都市農業振興基本計画を受け、**国土交通省と農林水産省が連携し、都市農地の保全を目的とした「生産緑地法」等の改正及び都市農地の有効活用を目的とした「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の制定を行い、併せて生産緑地を貸借しても相続税納税猶予が継続する等の税制改正を行うことで、都市農業の振興に必要な環境を整備した。**

都市農業振興基本計画

【「都市農業振興基本法」の政策課題】 **都市農業の多様な機能の発揮**

- ・農産物を供給する機能
- ・国土・環境の保全の機能
- ・防災の機能
- ・農作業体験・交流の場の機能
- ・良好な景観の形成の機能
- ・農業に対する理解醸成の機能



都市農地がもたらす良好な景観
(東京都世田谷区)

農業政策上の再評価

- ・都市農業は全国の1割弱を占め、**食料自給率の一翼**を担う
- ・都市住民のニーズに応え、地産地消、体験農園等の**施策のモデル**を数多く輩出
- ・農業に対する国民的理解を醸成する**身近なPR拠点**

都市政策上の再評価

- ・「都市と緑・農の共生」等を目指す上で**都市農地を貴重な緑地として明確に位置付け**
- ・都市農業を**都市の重要な産業**として位置付け
- ・農地が緑地として適切に管理されることが**持続可能な都市経営**のために重要

都市農業振興に関する新たな施策の方向性

担い手の確保

都市農業の安定的な継続のため、多様な担い手の確保が重要

土地の確保

都市農地の位置付けを、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換

農業施策の本格展開

保全すべきとされた都市農地に対し、本格的な農業振興施策が講じられるよう方針を転換

【講じた施策】(国土交通省と連携した施策)

都市農地の有効活用【農林水産省】

○「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の制定

- 都市農業者等が生産緑地を借りやすくするため、貸借しても法定更新が適用されない貸借制度を創設
- NPO、企業等が生産緑地を借りて市民農園を開設しやすくなるよう措置
 - ・生産緑地を貸借しても相続税納税猶予が継続する税制の特例を措置



法律を活用した
全国初の新規
就農者

連携

両省合同の説明会
により、制度の周知
を効果的に実施

都市農地の保全【国土交通省】

○特定生産緑地制度の創設など

- 指定後30年経過後も生産緑地制度による農地保全を継続できる特定生産緑地制度の創設(10年更新)
 - ・特定生産緑地に対する固定資産税、相続税等の特例措置
- より小規模な農地を保全するための面積要件の引下げ
 - ・下限500㎡の面積要件を、市町村が条例により300㎡まで引下げ可能
 - ・引き下げに伴う固定資産税、相続税等の特例措置
- 生産緑地地区内における建築規制の緩和
 - ・設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農作物等直売所、農家レストランを追加

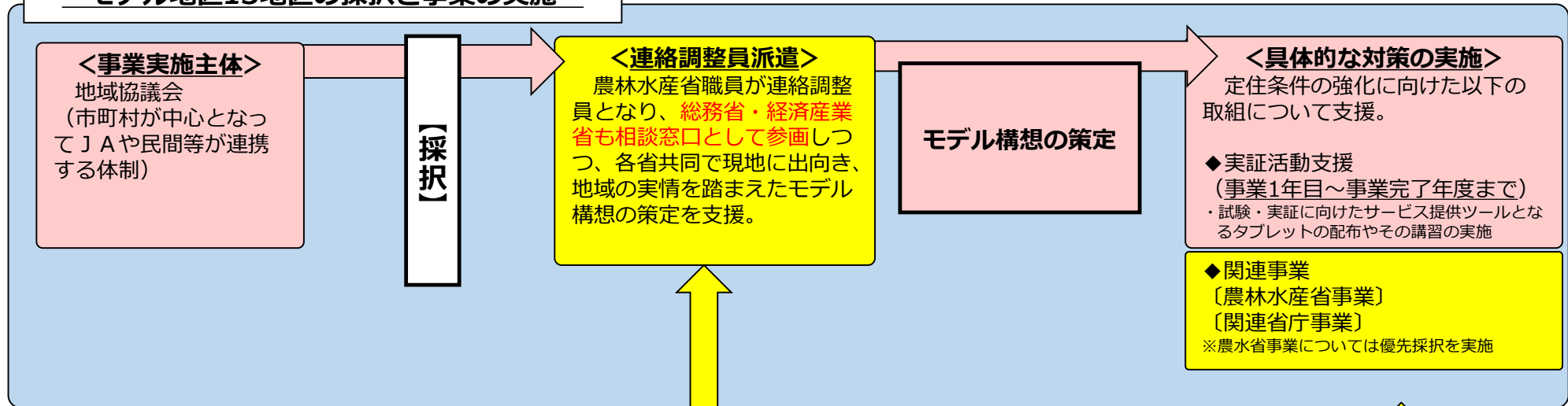
ワンストップでの対応

(令和元年12月9日食料・農業・農村政策審議会企画部会提出資料を基に作成)

農山漁村振興交付金 地域活性化対策（スマート定住条件強化型）の流れ

- 定住条件が不十分な中山間地域・離島等において、ICTを最大限活用した定住条件強化のための総合的な活動計画策定を支援。
- ニーズ・課題は買い物、交通、福祉、教育などの幅広い分野に及ぶため、**関連施策を持つ他府省に働きかけ、互いに連携を取り、関係府省で一体となって施策を実施**していく。

～モデル地区13地区の採択と事業の実施～



～関係省庁施策の効果的取組を加速化～

本モデル構想策定・実践の
場面での協力を要請

(まち・ひと・しごと創生本部事務局
総務省
経済産業省
国土交通省
文部科学省
厚生労働省 ほか)

連絡調整員を通じて、
策定途中段階でも関係省
庁に具体的に相談

策定後も調整員を
通じて関係省庁に事
業実施を要請

ワンストップでの対応

農山漁村振興交付金 地域活性化対策（スマート定住条件強化型）モデル地区の取組

- 2019年度より全国13地区をモデル地区として採択。
- 農林水産省職員が総務省・経済産業省に声を掛けて、現地に赴き、計画策定を支援。事業実施に当たり、関連施策・制度を持つ他府省と連携することで、地域の定住条件強化を総合的に推進していく。

【モデル地区一覧】

番号	地域	事業実施主体
1	北海道岩見沢市	岩見沢市スマート定住促進協議会
2	北海道旭川市	西神楽地域活性化対策協議会
3	北海道更別村	更別村スマート産業イノベーション協議会
4	北海道斜里町	斜里町スマート定住推進協議会
5	山形県鶴岡市	福栄活性化助け合い協議会
6	福島県西会津町	西会津地域活性化協議会
7	三重県多気町勢和地区	勢和はぐくみ協議会
8	京都府京丹後市宇川地区	宇川スマート定住促進協議会
9	兵庫県上郡町鞍居地区	鞍居地区ふるさと村づくり協議会
10	岡山県矢掛町美川地区	みかわてらす協議会
11	高知県四万十町	四万十町スマート定住対策協議会
12	宮崎県綾町	綾町地域定住推進協議会
13	鹿児島県大島郡瀬戸内町与路島	瀬戸内町農泊推進協議会

【取組事例】

○デマンド交通の配車アプリの開発・試行（斜里町）



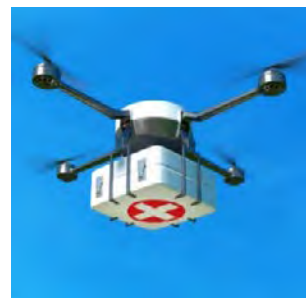
※配車アプリの試行に当たり、国土交通省から助言
※情報通信インフラの整備に当たり、総務省補助事業等の活用を検討

○在宅でのセルフケア促進、遠隔健康相談（岩見沢市）



※総務省関連事業と連携しつつ方策を検討

○ドローンによる医薬品等の海上輸送（瀬戸内町）



※ドローン使用に当たり、国土交通省から助言

○タブレットを活用した遠隔学習（西会津町）



※ICT環境の導入に当たり、文部科学省から助言